

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（ドルフィン）
発生日時	令和3年4月7日 19時11分ごろ
発生場所	長崎県西海市松島港釜浦地区 松島港釜ノ浦防波堤灯台から真方位232°180m付近 （概位 北緯32°56.4′ 東経129°37.0′）
事故の概要	旅客船New松島は、出航操船中、ドルフィンに衝突した。
事故調査の経過	令和3年4月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 New松島、99トン
船舶番号、船舶所有者等	140056、長崎県西海市
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 見習い船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部防舷材に凹損 ドルフィン 損傷なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、見習い船長が操船指導を受ける目的で操船し、旅客18人を乗せ、船首を西方に向けて入船右舷着けしていた棧橋から離棧を開始した。</p> <p>見習い船長は、船長が左舷側に立って操船を見守る中、操舵スタンドの前に立って左舵を取り、微速力後進とし、バウスラストを右回頭に操作するところ、誤って左回頭に操作して右舷船尾が棧橋東方のドルフィンに接近し、衝突の危険を感じたので船長に報告した。</p> <p>船長は、見習い船長から報告を受けたあと、船尾が右舷方に動いたことを認め、見習い船長がバウスラストの操作を誤ったことに気づき、見習い船長から操船を交代したものの、衝突を避けるための操船が間に合わず、本船が後進を続けて右舷船尾部がドルフィンに衝突した。</p> <p>見習い船長は、船長の操船手順を見て覚えるという操船指導を本事故前に5日間受けていたが、本事故当時、自身が操船に当たるのは3回目であった。</p> <p>船長は、見習い船長が99トンの船舶の船長経験があることを知っており、操船を任せても大丈夫だと思っていたが、バウスラストを使用した経験がほとんど無いことを知らなかった。</p> <p>船長は、本事故後に、バウスラストを操作する見習い船長の手の動</p>

	<p>きを注意して見ておけば、誤操作に早く気づき、衝突を回避できたかもしれないと思った。</p> <p>見習い船長は、99トンの船舶の船長経験が約1年3か月あったものの、離棧時にバウスラストを使用した経験が数回のみだった。</p>
分析	<p>本船は、出航操船中、船長が、見習い船長に操船を任せたことから、見習い船長のバウスラストの誤操作に気づくのが遅れ、船長が操船を交代したものの、衝突を避けるための操船が間に合わず、ドルフィンに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、見習い船長が99トンの船舶の船長経験があることを知っていたことから、操船を任せても大丈夫だと思っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が出航操船中、船長が、見習い船長に操船を任せたため、見習い船長のバウスラストの誤操作に気づくのが遅れ、船長が操船を交代したものの、衝突を避けるための操船が間に合わず、ドルフィンに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、指導対象者の経験の詳細を把握して、状況に応じて具体的な指示をする等の操船指導を行うこと。 ・ 船長は、見習い船長のバウスラストを操作する手の動きに注意して、操船指導を行うこと。